

地方税の脆弱な構造

1 地方税の構造

(1) 固有課税税目が少ない

- ▶ 府県が固有の課税標準に基づき賦課徴収している税目は、自動車2税と軽油引取税等であるが、税込全体に占める割合は4分の1に満たない。
- ▶ 市町村が固有の課税標準に基づき賦課徴収している税目は、固定資産税、都市計画税等であるが、税込全体に占める割合は約50%である。

(2) 国税に準拠

- ▶ 府県税としては、個人事業税、法人二税、地方消費税等が国税（所得税、法人税、消費税）に準拠しており、それが全税込の約50%を占めている。
- ▶ 市町村税としては、個人住民税、法人住民税など国税に準拠している税目が全税込の約40%を占めている。

(3) 市町村に準拠

- ▶ 市町村に徴収を委ねている個人府民税や市町村の固定資産税台帳価格を基に課税している不動産取得税が府県税込の約4分の1を占めている。

	税目	課税標準等	国税関係準拠法	備考	④税込に占める割合	
府 県 税	府県が固有の課税標準を有する税目	自動車2税	取得価格、排気量		22.8	
		軽油引取税	軽油引取量×税率	収入の9/10に道路面積の割合を乗じた金額を京都市に交付		
	国税に課税標準を準拠している税目	法人府民税	法人税額×税率	法人税法	47.0	
		法人事業税	法人所得金額×税率	法人税法		
		個人事業税	所得額×税率	所得税法		
	市町村に徴収を委ねている税目及び課税標準を準拠している税目	地方消費税	消費税の25%	消費税法	収入の50%を市町村に交付	24.5
		個人府民税	所得額×税率	所得税法	市町村が市町村民税と併せて徴収	
その他の税目	不動産取得税	固定資産台帳価格×税率			5.7	
市 町 村 税	固有の課税標準を有する税目	府民税利子割、ゴルフ場利用税他			約52%	
		固定資産税	固定資産台帳価格×税率			
		軽自動車税	排気量等			
	国税に課税標準を準拠している税目	都市計画税	固定資産台帳価格×税率		約42%	
		個人市町村民税	所得額×税率	所得税法		
		法人市町村民税	法人税額×税率	法人税法		
その他の税目	入湯税、特別土地保有税、他				約6%	

(注)市町村税の割合は、宇治市の平成16年度決算を基に算出

2 国 税

- 個人・法人所得の基本部分に課税（所得税、法人税）
- 物流に伴う基本部分に課税（消費税、相続税、贈与税、登録免許税）
- ガソリン、自動車、たばこ、酒など生活必需品に課税